

川越市ファミリー・サポート・センター報酬等の基準

川越市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第12条の規定に基づく報酬等の基準を次により定める。

1 報 酬

依頼会員が提供会員に支払う1時間当たりの報酬額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報酬額
月曜日から金曜日までの午前7時～午後7時	700円
上記の時間帯以外の時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	800円

- (1) 報酬は1時間単位とし、援助活動1回ごとに算定するものとする。
- (2) 援助活動は、1時間に満たない場合でも1時間とみなす。1時間を超える場合は、30分未満は30分（報酬額は1時間当たりの半額）、30分以上は1時間とする。
- (3) 援助活動の時間の範囲は、子どもを預かっている時間とする。
- (4) 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目からは半額とする。
- (5) 依頼会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりとする。
 - ① 利用予定日の前日までに申し出たとき・・・無料
 - ② 利用予定時刻前までに申し出たとき・・・利用予定時間の報酬の半額
 - ③ 利用予定時刻前までに申し出をせず・・・利用予定時間の報酬の全額利用しなかったとき。

2 実 費

依頼会員は、援助活動に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎等に係る交通費。
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用。
- (3) 車を使用した場合、1回の援助につき100円。

3 報酬等の支払い

報酬及び実費は、援助活動終了後、すみやかに提供会員に支払うものとする。